

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長 (国16)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(5年間10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>本租税特別措置により物流事業者の初期投資負担を軽減することができ、物流の総合化及び効率化や環境負荷低減に資する倉庫等の整備を推進してきているところであり2年間延長する。</p> <p>倉庫業は多額の設備投資が必要となることから、1事業者で新たに高機能な物流施設を建設するのは困難な中小事業者(倉庫業の約9割)であっても取り組めるよう、複数の事業者が既存の倉庫を一体的に活用しながら、共同化で事業を行う場合についても、流通業務の総合化及び効率化を図る総合効率化計画の認定を受けることができるものとする(物流総合効率化法の改正)。これに伴い、共同化事業に係る特定流通業務施設(新たに建設又は取得したものに限り)についても、新たに本税制の適用対象に加える(拡充)。</p> <p>また、近年のネット通販やeコマースの発展を背景とした、少量多品種出荷や一般消費者向けの配送の増加等を踏まえ荷揃の効率化に対応するため設備要件を見直す。</p> <p>更に、東日本大震災等での教訓を踏まえ、上記見直しに併せて流通業務の早期機能回復を可能とする施設の整備を推進するため、荷崩れが予想される貨物を取り扱う場合には、荷崩れ防止のための措置を講ずるものとする(物流総合効率化法の改正)。また、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能について、バックアップデータの当該倉庫施設外での保管体制の構築や災害時のバックアップデータによる運用に必要な非常用通信・非常用電源を機能要件に追加する。</p>
3	担当部局	政策統括官付(防災担当)付災害緊急事態対処担当参事官
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>平成8年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成10年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成12年度 延長 (16/100)</p> <p>平成14年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成16年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成17年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成18年度 延長 (10/100)</p> <p>平成19年度 延長 (10/100)</p>

		平成 21 年度 延長 (10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長 (10/100)要件の見直し																
6	適用又は延長期間	2年間																
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 当該事業は、近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。 《政策目的の根拠》 平成 21 年 7 月 14 日に閣議決定されている「総物流施策大綱(2009-2013)」において、『同法に基づく、社会資本整備と連携した物流施設の整備及び当該施設を利用した物流の総合化・効率化や、「流通業務市街地の整備に関する法律」による流通業務団地等及び土地区画整理事業の活用による物流施設の配置と供給も、引き続き必要である。』とされているところ。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成 17 年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく現行施策の確実な実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきているところ、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においては、同戦略における 7 つの戦略分野の 1 つである「グリーン・イノベーション」に、「2020 年に、温室効果ガスを 1990 年比で 25%削減する」との目標を掲げており、環境負荷の低減(CO2 排出量の削減)を図る必要がある。 更に、平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災において、重要な物流拠点が津波等による電源喪失により情報交換機能や貨物保管場所管理機能が損なわれ、保管貨物を出庫できない状況となったことから、長期にわたり物流網の寸断が生じ国民生活や地域経済に支障が生じた経験を踏まえ、流通業務の早期の機能回復を可能とする流通業務施設の整備を促進する(物流総合効率化法の目的規程に追加予定)。																
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 9. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進																
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からの CO2 排出量について 29 万トン(1990 年排出量 115 万トンに対して 25%相当)を削減。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成 26(2014)年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 4.4 万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.2 万トン/年))削減する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 新成長戦略に掲げられた「平成 32(2020)年度末までに CO2 排出量を 1990 年に対して 25%相当を削減する」の着実な遂行に寄与する。																
8	有効性等	① 適用数等 《過去の実績》 (単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計	6	17	23	28	37	37	28	176
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計											
6	17	23	28	37	37	28	176											

		<p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成23年度は見込み 《将来の推計》 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="544 300 991 378"> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>32</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>283</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計 平成17年度から平成23年度までの物流総合効率化法による認定件数は168件、税制利用棟数は45棟あり、約27%が本制度を利用していることから僅少とは言えない。また、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、本税制の適用を受けるための立地要件や設備要件を高く設定している。そのため、中長期的な設備投資計画で施設及び設備の導入を決定するものであり、また、導入される普通倉庫の耐用年数は31年、冷蔵倉庫は21年、倉庫附属設備は12年であり、毎年設備投資が行われるものではない。</p>	24年度	25年度	26年度	合計	32	37	38	283																			
24年度	25年度	26年度	合計																										
32	37	38	283																										
	② 減収額	<p>《過去の実績》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 712 1439 790"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>402</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 *平成23年度は見込み 《将来の推計》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 902 991 981"> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>61</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>566</td> </tr> </table> <p>アンケート調査を基に集計</p>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計	6	31	51	66	88	92	68	402	24年度	25年度	26年度	合計	61	57	46	566			
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計																						
6	31	51	66	88	92	68	402																						
24年度	25年度	26年度	合計																										
61	57	46	566																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成23年度) 平成17年10月1日の物流総合効率化法施行後、平成24年3月末現在で168件の総合効率化計画の認定があり、そのうち営業倉庫(160件)の排出削減量は89,095トンとなっている。(達成目標29万トンに対する達成率約31%) 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年(2020)度末までにCO2排出量を1990年比25%削減する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成24年度) 環境負荷低減等の課題に対応した物流施設に対する投資を促進し、平成24年度末までにCO2排出量を20万トン削減する(営業倉庫については12万トン(1990年比11%相当)を削減)と目標を定めていた。 平成23年度末における総合物流効率化計画の認定件数は168件、そのうち営業倉庫(160件)の排出削減量は89,095トンであり、平成24年度末までにあと約3万トンを削減する必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度) 近年の景気悪化等により厳しい経営環境に直面している倉庫業者が、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成32(2020)年度末までに25%(1990年比)という政府の地球温暖化対策の中期目標を達成できなくなることが予想される。</p> <table border="1" data-bbox="544 1843 1439 1957"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量トン</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>89,095</td> </tr> </table>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計	件数	22	29	35	29	18	12	15	160	CO2削減量トン	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	合計																					
件数	22	29	35	29	18	12	15	160																					
CO2削減量トン	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	89,095																					

		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成26年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額な資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、普通倉庫全体では、5,873㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では、17,198㎡、同様に、冷蔵倉庫では、15,205㎡なのに対して、本税制の適用のあった倉庫では、36,822㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり28%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが、事業運営上避けて通れなくなっている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	